

第4章

原子力発電と地域振興



CHAPTER

4

1 電源開発のあゆみ

佐賀県は、県内の電力需要の多くを長い間他県の発電所からの供給で補ってきました。

しかし、昭和42年の唐津発電所1号機(15万6千kW)の営業運転開始(平成元年3月廃止)からは、県内の電力需要に県内の供給力で応じることができるようになりました。

その後も、昭和46年、唐津発電所2号機(37万5千kW)が、また、昭和48年には同3号機(50万kW)が営業運転を開始し(平成27年6月廃止)、県内はもとより、広く九州の電力需要の増大に応じることで、九州の社会、経済の発展の一翼をになってきたといえるでしょう。

こうした中で、県内でも、特筆すべき産業に乏しかった上場地域の開発の一環として、地元及び県は、原子力発電所の設置を積極的に推進していくこととなり、玄海原子力発電所では1号機が昭和50年10月、2号機が昭和56年3月、3号機が平成6年3月、そして4号機が平成9年7月に営業運転を開始しました。

その後、玄海1号機は平成27年4月、玄海2号機は平成31年4月に運転を終了し、現在、玄海3号機(118万kW)、玄海4号機(118万kW)を含めて、県内の発電能力は約319万8千kWとなっています。

上場地域では、原子力発電所の設置に伴い、その周辺地域の道路が整備されたのをはじめ、玄海町及び唐津市の一部(合併前の唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町)では、電源三法に基づく交付金によって地域住民の福祉の向上を図るため公共用施設が整備されてきました。

また原子力発電所の所在地である玄海町には、発電所に係る固定資産税が納税され、町の財源として地域の振興に大きな役割を果たしています。

■佐賀県内の電源立地の状況

電源種別 ※()内は発電所数		最大出力(kW)
原子力発電所 (1)	玄海原子力発電所(3号機)	1,180,000
	玄海原子力発電所(4号機)	1,180,000
水力発電所 (14)		658,010
火力発電所 (1)		49,900
新エネルギー等発電所 (55)		130,028
合計		3,197,938

出典:電力調査統計(資源エネルギー庁、令和6年4月現在)

2 電源三法交付金制度

原子力発電所等が設置される場合は、建設に伴う労働者の雇用や資材運搬のための道路整備等の経済的な効果や地域開発への効果はあるものの、一般の工場の立地と異なり、完成後の雇用効果や地域産業との関連など地元経済への波及効果が少ないのが現状です。

このため国は、電源三法を制度化し、電力会社から税金を徴収し、発電所周辺地域の住民の福祉の向上や地域振興を図るため、県や市町村へ交付金を交付しています。

(1) 電源三法

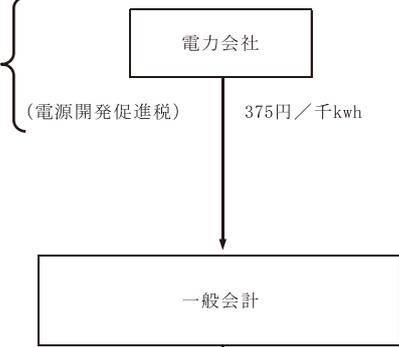
電源三法は、下の表のとおり三つの法律で構成されています。

電源三法の概要

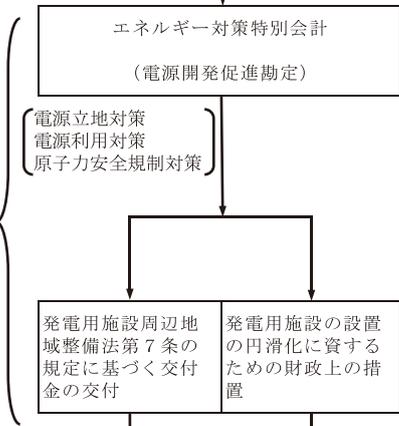
法 律 名	内 容
電源開発促進税法 (昭和49年法律第79号)	電源立地地域対策交付金などの財源に充てるため、電力会社から電源開発促進税（国税・目的税）が徴収されています。電源開発促進税は、電力会社に対し、販売電力量1,000kWhにつき375円という税率で課税されています。
特別会計に関する法律 (平成19年法律第23号)	一般会計と区分して経理を行うため、特別会計が設置されています。この法律により、電源開発促進税による国の収入は公共用施設を整備するための交付金のほか、原子力発電の安全対策のための交付金や給付金を交付するための原子力発電施設等周辺地域交付金等にも使うことができます。
発電用施設周辺地域整備法 (昭和49年法律第78号)	発電所の建設を円滑にするための対策として、発電所が設置される市町村やその周辺市町村に対し、国が交付金を交付し、公共用施設を整備等を促進することについて定められています。

電源三法の制度の概要

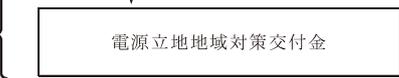
電源開発促進税法



特別会計に関する法律



発電用施設周辺地域整備法



原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	原子力発電施設等に係る緊急時における防災体制の確立に必要な設備の整備
放射線監視等交付金	原子力発電施設の周辺における放射線量の状況調査等
環境放射能水準調査委託金	原子力立地県において行われている放射線監視事業成果の精度を高め、正確な評価を行うための調査
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	原子力発電施設周辺地域に新增設する企業に対し給付金を交付する。
原子力災害対策事業費補助金	原子力災害時の円滑な避難等を確保するために必要な経費
広報・調査等交付金	地方自治体が行う原子力発電施設等の周辺地域住民に対する広報安全対策
交付金事務等交付金	電源立地地域対策交付金、広報・調査等交付金、核燃料サイクル交付金の交付に要する経費
放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金	原子力に対する理解の促進を図るため、放射線利用及び原子力基盤技術に関する試験研究の用に供するための施設・設備の整備等
核燃料サイクル交付金	核燃料サイクル施設又は特定軽水型実用発電用原子炉の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要な措置
原子力発電施設立地地域共生交付金	原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するために特に必要な措置
原子力発電施設等立地地域特別交付金	原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要な措置
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響を緩和するための措置
原子力・エネルギー教育支援事業交付金	原子力・エネルギーに関する教育に必要なとなる教材の作成・購入、教員の研修、見学会・講演会の実施等に必要経費
電力移出県等交付金相当部分	発電用施設周辺地域への企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、公共施設に係る整備・維持補修又は維持運営等措置、地域活性化措置、温排水関係措置及び給付金交付助成措置等
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	
電源立地促進対策交付金相当部分	
電源立地等初期対策交付金相当部分	

(2) 電源三法に基づき交付される交付金

① 電源立地地域対策交付金

平成15年10月の制度改正により、電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金、水力発電施設周辺地域交付金等の各交付金が統一され「電源立地地域対策交付金」となり、対象事業の拡大等が図られました。

(i) 電源立地促進対策交付金相当部分

電源立地促進対策交付金は、発電用施設周辺地域整備法に基づき、九州電力(株)玄海原子力発電所の周辺地域(玄海町及び唐津市の一部(合併前の唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町))の公共用施設を整備するため、1、2号機分として昭和50年度から昭和59年度までに総額約33億1千万円(うち玄海町約18億3百万円)、3、4号機分として昭和60年度から平成10年度までに総額約204億8,500万円(うち玄海町約102億4,300万円)が交付され、この交付金によって、道路、プール、水道、防災行政無線、運動場、体育館などの公共用施設が整備されました。



唐津市湊町 湊小学校



唐津市呼子町 小浜地区園地



唐津市鎮西町 鎮西スポーツセンター



玄海町 町民会館・社会体育館

電源立地促進対策交付金により整備された主な公共施設

市町名	整備状況	
玄海町	総合運動場、野球場、上水道、町民会館、産業会館、社会体育館、その他道路等	
唐津市	旧唐津市	有線TV放送幹線、排水路施設、保健センター、野球場照明施設、小中学校施設整備、ラグビー場、その他道路等
	旧肥前町	学校プール、農漁民センター、夜間照明施設、総合運動場、防災行政無線、武道場、排水路整備、小学校屋内運動場、商工会館、霊斎場、複合文化施設、その他道路等
	旧鎮西町	武道館、公民館、夜間照明施設、防災行政無線、簡易水道、学校プール、消火栓、その他道路等
	旧呼子町	地方歴史資料館、河川改修、夜間照明施設、集会所、貯水池改修、防災行政無線、体育館、学校プール、霊葬場、駐車場、その他道路等

(ii) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分（給付金給付事業）

給付金給付事業は、原子力発電所の周辺地域で電気の供給を受けている家庭や企業等に対して原子力立地給付金を交付するもので、昭和56年度から給付されています。

交付対象者

玄海町及び唐津市の一部（合併前の唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町）で小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている家庭、企業等です。

交付金額

給付金は、原子力発電所の出力の大きさによって決められていますが、佐賀県の場合は、右の表のとおりになります。

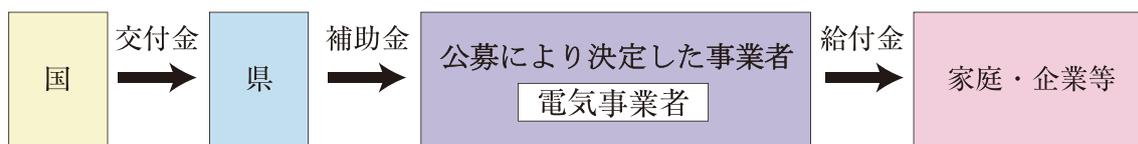
〈1か月あたりの給付金の交付額〉

市・町	従量電灯および農事用電灯の契約1口あたり給付金額	業務用電力、低圧電力、高圧電力、特別低圧電力、業務用電力および受給調整契約の契約電力1kWあたりの給付金額
玄海町	702円	351円
唐津市 (合併前の唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町)	351円	175円

交付の方法

給付金の交付事業は、公募により決定した事業者（以下「事業者」という。）が行いますが、事業者は、給付の事務を電気事業者へ委託する場合があります。

具体的には、毎年10月1日現在で電気事業者より電気の供給を受けている家庭・企業に対し金融機関等を通じて交付されます。



(iii) 電力移出県等交付金相当部分

県内で発生する電力量が、県内で消費する電力量を一定の割合で上回る県に対する交付金で、発電所の周辺地域における企業の導入や産業の活性化のための措置、福祉対策措置等に充てるために県に交付されています。県では、試験研究機関の整備事業等を行っています。

② その他の交付金

その他に交付金として次のようなもの等があります。

(i) 広報・調査等交付金

原子力発電に関する知識の普及や住民の生活に及ぼす影響に関する調査事業に要する費用に充てるための交付金で、パンフレットの発行、住民の見学会等の費用に充てられます。

(ii) 放射線監視等交付金

原子力発電所の周辺地域における環境放射能監視のために県に交付されており、県では監視設備の整備及び発電所周辺の空間放射線量や環境試料中の放射能の調査の費用に充てています。

(iii) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

原子力災害時における防災活動に必要な設備の整備等に充てるために県に交付されており、県では国、県、関係市町間の緊急時連絡網や原子力防災資機材等の整備、防災関係者の研修等を行っています。

3 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

原子力発電施設等の周辺地域において、地域の防災に配慮しつつ、生活環境・産業基盤等の広域的な整備に必要な特別措置を講じ、これらの地域の振興を図ることを目的として、平成13年4月に施行されました。(令和12年度までの時限法)

原子力災害が発生した場合に円滑な避難又は緊急輸送を確保するための道路、港湾、漁港の整備に係る補助率の嵩上げや地方交付税上の措置などの支援措置が講じられます。

佐賀県では、平成14年10月に玄海町及び唐津市の一部(合併前の唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町)が立地地域の指定を受け、振興計画が平成15年4月に原子力立地会議の審議を経て決定されています。

4 核燃料税

核燃料税は、地方自治体が総務大臣の同意を得て道府県法定外普通税(地方税)の一つとして創設するもので、原子力発電所のある道県の条例に基づき、発電用原子炉の設置者(電力会社)に課税されます。

昭和51年に福井県に認められたのを皮切りに、令和6年3月末現在原子力発電所のある13道県のうち、12道県において施行されています。佐賀県では、昭和54年4月に施行されました。

この税収の用途は、原子力発電所周辺地域の整備や環境保全対策、安全対策などにあてているほか、平成21年度から玄海町、唐津市を対象に核燃料税交付金を創設しており、平成26年度からは伊万里市も対象にしています。

(佐賀県核燃料税条例)

実施期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
納税義務者	発電用原子炉の設置者
課税客体	1. 価額割: 発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割: 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 3. 核燃料物質重量割: 発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵
課税標準	1. 価額割: 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割: 発電用原子炉の熱出力 3. 核燃料物質重量割: 発電用原子炉施設に貯蔵される使用済核燃料のうち最後の使用から5年を超えたものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
税率	1. 価額割: 核燃料価額の100分の8.5 2. 出力割: 59,000円/千kw/課税期間(3か月) ※廃止措置計画の認可日の翌月以降は、29,500円/千kW/課税期間(3か月) 3. 核燃料物質重量割: 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量750円/kg

